

一般社団法人日本バイアスロン連盟常任理事会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本バイアスロン連盟（以下「本連盟」という。）の定款第24条の規定に基づき設置する常任理事会に関し、必要な事項を定め、それによって常任理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 常任理事会は、会長、専務理事及び常務理事をもって構成し、会長が必要と認めたときは、他の理事を加えることができる。

(任務)

第3条 常任理事会は、次に掲げる事項を協議し、諮問に対する答申等を行う。

- (1) 理事会から会長に委任された業務執行の決定に当たり、会長からの諮問に対し答申すること。
- (2) 理事会に付議する事項を協議すること。
- (3) 会長が業務を執行する際にその執行に関する重要事項を協議すること。
- (4) 本連盟の業務運営の年間計画案を策定すること。
- (5) 法令及び定款において、理事会の専決事項とされているものを除き、本連盟の重要な事項について審議し、決定すること。

(開催)

第4条 常任理事会は、原則として毎月第1週1曜日に開催する。ただし、必要がある場合には隨時これを開催することができる。

(招集)

第5条 常任理事会は、会長が招集し、議長となる。ただし、定例の常任理事会は招集手続を要しない。

2 定例の常任理事会以外の場合には、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要し、構成員全員の同意があるときは、この期間を短縮することができる。

(定足数)

第6条 常任理事会は、構成員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

(決議)

第7条 常任理事会の決議は、出席構成員（議長を除く。）の4分の3以上の同意がなければ行うことができない。

(関係者の出席)

第8条 常任理事会には、必要に応じ審議事項に關係ある者を出席させ、説明を求めるとともに、その意見又は報告を聽取することができる。

(議事録)

第9条 常任理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載して、議長及び出席した構成員がこれに記名押印しなければならない。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規則は、(一社)日本バイアスロン連盟の設立の登記の日（平成23年3月30日）から施行する。